

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日
京都市条例第 3 号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり上京区役所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市上京区上立売通大宮東入幸在町689番地

変更後の位置 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「上京区上立売通大宮東入幸在町689番地」を「上京区今出川通室町西入堀出
シ町285番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)